

第 3 5 0 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関①」という。）及び公立大学法人名古屋市立大学（以下「実施機関②」という。）が、第 3 に掲げる本件各異議申立ての対象となる行政文書（以下これらを「本件各対象文書」という。）を非公開とした決定は、妥当である。

第 2 審査会における判断及び答申について

本件各異議申立ては、いずれも異議申立人が同一であるほか、各実施機関の処分の妥当性の判断において、検討すべき内容等に類似する点が認められることから、当審査会はこれらを一括して判断し、答申を行うこととする。

第 3 本件各異議申立てに至る経過

1 異議申立て①について

(1) 平成26年11月17日、異議申立人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関①に対し、次のような行政文書公開請求（以下「本件公開請求①」という。）を行った。

個人情報保護審議会の審議過程を含め、名市大の開示されるべき個人情報特定されなかった場合、開示の審議対象ともせず、調査をしなくても良い理由の分かるもの（以下「本件対象文書①」という。）

(2) 同年12月 1日、実施機関①は、不存在による非公開決定（以下「本件処分①」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。

(3) 平成27年 1月 7日、異議申立人は、本件処分①を不服として、実施機関①に対して異議申立てを行った。

2 異議申立て②について

(1) 平成27年 4月 9日、異議申立人は、条例に基づき、実施機関①に対し、次のような行政文書公開請求（以下「本件公開請求②」という。）を行った。

平成27年 2月26日付け名市大監査評価室長が作成した「内部通報に係る調査報告書」 3頁に 1行目から「電子メール②は、実施機関が組織的に管理することとされている行政文書ではない」と記述されているが、行政文書である稟議書に記載のされているメールを「行政文書でない」とする理由の分かるもの。（大学政策室あて）（以下「本件対象文書②」という。）

(2) 同年 4月22日、実施機関①は、不存在による非公開決定（以下「本件処分②」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。

(3) 同年 6月10日、異議申立人は、本件処分②を不服として、実施機関①に対して異議申立てを行った。

3 異議申立て③について

(1) 平成27年 4月 9日、異議申立人は、条例に基づき、実施機関②に対し、次のような行政文書公開請求（以下「本件公開請求③」という。）を行った。

平成27年 2月26日付け名市大監査評価室長が作成した「内部通報に係る調査報告書」 3頁に 1行目から「電子メール②は、実施機関が組織的に管理することとされている行政文書ではない」と記述されているが、行政文書である稟議書に記載のされているメールを「行政文書でない」とする理由の分かるもの。（以下「本件対象文書③」という。）

(2) 同年 4月24日、実施機関②は、不存在による非公開決定（以下「本件処分③」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。

(3) 同年 6月10日、異議申立人は、本件処分③を不服として、実施機関②に対して異議申立てを行った。

4 異議申立て④について

(1) 平成27年 7月13日、異議申立人は、条例に基づき、実施機関①に対し、次のような行政文書公開請求（以下「本件公開請求④」という。）を行った。

名古屋市が条例違反を犯している可能性のある職員の調査を行わなくてよい理由のわかるもの（平成27年 6月30日付け27市経市第23号弁明意見書

において、「C前総務課長の行為について調査を行っていないため、当該行為が保護条例違反に当たらない理由を記載した文書は作成、取得していない。」との記述がある。）（以下「本件対象文書④」という。）

(2) 同年 7月23日、実施機関①は、不存在による非公開決定（以下「本件処分④」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。

(3) 同年 8月 6日、異議申立人は、本件処分④を不服として、実施機関①に対して異議申立てを行った。

5 異議申立て⑤について

(1) 平成27年 7月27日、異議申立人は、条例に基づき、実施機関①に対し、次のような行政文書公開請求（以下「本件公開請求⑤」という。）を行った。

条例がありながら職員の条例違反を調査しない理由の分かるもの（平成26年 5月22日、「名古屋市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例」が公布され、施行されている。一方、平成27年 7月13日、「名古屋市が条例違反を犯している可能性のある職員の調査を行わなくてよい理由の分かるもの（27市経市第23号弁明意見書において、「C前総務課長の行為について調査を行っていないため、当該行為が保護条例違反に当たらない理由を記載した文書は作成、取得していない。」との記述がある。）」との行政文書公開請求に対して、平成27年 7月23日、総務局職員部人材育成・コンプライアンス推進室は行政文書が存在しないとの理由から非公開決定した。）（以下「本件対象文書⑤」という。）

(2) 同年 8月 3日、実施機関①は、不存在による非公開決定（以下「本件処分⑤」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。

(3) 同年 8月 6日、異議申立人は、本件処分⑤を不服として、実施機関①に対して異議申立てを行った。

6 異議申立て⑥について

(1) 平成27年 7月27日、異議申立人は、条例に基づき、実施機関①に対し、次のような行政文書公開請求（以下「本件公開請求⑥」という。）を行った。

根拠のないことを弁明意見書に記述できる理由の分かるもの（平成27年7月13日、「名古屋市が条例違反を犯している可能性のある職員の調査を行わなくてよい理由の分かるもの（27市経市第23号弁明意見書において、『C前総務課長の行為について調査を行っていないため、当該行為が保護条例違反に当たらない理由を記載した文書は作成、取得していない。』との記述がある。）」との行政文書公開請求に対して、平成27年7月23日、総務局職員部人材育成・コンプライアンス推進室は行政文書が存在しないとの理由から非公開決定した。）（市民経済局市政情報室宛て）（以下「本件対象文書⑥」という。）

(2) 同年8月10日、実施機関①は、不存在による非公開決定（以下「本件処分⑥」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。

(3) 同年8月18日、異議申立人は、本件処分⑥を不服として、実施機関①に対して異議申立てを行った。

7 異議申立て⑦について

(1) 平成27年9月7日、異議申立人は、条例に基づき、実施機関①に対し、次のような行政文書公開請求（以下「本件公開請求⑦」という。）を行った。

市長ホットラインへの通報について、「名古屋市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例」に規定する内部公益通報の対象としない理由の分かる文書（閲覧は原本）（以下「本件対象文書⑦」という。）

(2) 同年9月24日、実施機関①は、不存在による非公開決定（以下「本件処分⑦」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。

(3) 同年9月29日、異議申立人は、本件処分⑦を不服として、実施機関①に対して異議申立てを行った。

8 異議申立て⑧について

(1) 平成27年9月7日、異議申立人は、条例に基づき、実施機関①に対し、次のような行政文書公開請求（以下「本件公開請求⑧」という。）を行った。

一般的な取扱いとして市長ホットラインにおいて、「市長へ連絡した日」及び「通報者へ連絡した日」という欄があるにもかかわらず、空欄とすることがある理由の分かる文書（閲覧は原本）（以下「本件対象文書⑧」という。）

(2) 同年 9月24日、実施機関①は、不存在による非公開決定（以下「本件処分⑧」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。

(3) 同年 9月29日、異議申立人は、本件処分⑧を不服として、実施機関①に対して異議申立てを行った。

9 異議申立て⑨について

(1) 平成27年 8月24日、異議申立人は、条例に基づき、実施機関②に対し、次のような行政文書公開請求（以下「本件公開請求⑨」という。）を行った。

平成27年 8月 6日付け27総務第 8号の 7弁明意見書において、「実施機関としては、ハラスメント審査会の委員に就任したことにより、ハラスメント審査の関係者から、情報公開請求・個人情報開示請求を受け、様々な対応を強いられることになれば、今後、ハラスメント審査会の委員等への就任を躊躇することとなり、当該事務又は事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められるものである。」との記述があるが、「様々な対応を強いられること」及び「支障を及ぼすおそれがあるものと認められるもの」の当該記載事項を証明できるもの（閲覧は原本）（以下「本件対象文書⑨」という。）

(2) 同年 9月 7日、実施機関②は、不存在による非公開決定（以下「本件処分⑨」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。

(3) 同年 9月28日、異議申立人は、本件処分⑨を不服として、実施機関②に対して異議申立てを行った。

10 異議申立て⑩について

(1) 平成28年 1月18日、異議申立人は、条例に基づき、実施機関①に対し、次のような行政文書公開請求（以下「本件公開請求⑩」という。）を行っ

た。

実施機関が補正の参考となる情報を提供せずに却下決定できる理由の分かるもの（以下「本件対象文書⑩」という。）

(2) 同年 1月26日、実施機関①は、不存在による非公開決定（以下「本件処分⑩」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。

(3) 同年 2月16日、異議申立人は、本件処分⑩を不服として、実施機関①に対して異議申立てを行った。

11 異議申立て⑪について

(1) 平成28年 1月28日、異議申立人は、条例に基づき、実施機関①に対し、次のような行政文書公開請求（以下「本件公開請求⑪」という。）を行った。

市民の声に「不作為」であると訴えた行政処理に対して、回答をしない理由の分かるもの（閲覧は原本）（広聴課宛て）（以下「本件対象文書⑪」という。）

(2) 同年 2月 5日、実施機関①は、不存在による非公開決定（以下「本件処分⑪」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。

(3) 同年 3月29日、異議申立人は、本件処分⑪を不服として、実施機関①に対して異議申立てを行った。

12 異議申立て⑫について

(1) 平成28年 2月15日、異議申立人は、条例に基づき、実施機関①に対し、次のような行政文書公開請求（以下「本件公開請求⑫」という。）を行った。

市長ホットラインについて、市長が市民に法令違反の通報を求めながら、市民からの法令違反の通報に対して、市長が不作為である理由が分かるもの（閲覧は原本）（市長室宛て）（以下「本件対象文書⑫」という。）

(2) 同年 2月23日、実施機関①は、不存在による非公開決定（以下「本件処

分⑫」という。)を行い、その旨を異議申立人に通知した。

- (3) 同年 4月20日、異議申立人は、本件処分⑫を不服として、実施機関①に対して異議申立てを行った。

第 4 各実施機関の主張

- 1 各決定通知書によると、各実施機関は、本件各対象文書を非公開とした理由について、おおむね次のとおり主張している。

請求に係る行政文書を作成、取得しておらず存在しないため。

- 2 上記 1に加え、各実施機関は、弁明意見書においておおむね次のとおり主張している。

(1) 異議申立て①について

異議申立人は、個人情報開示請求において開示されるべき保有個人情報
を審議対象とせず、調査をしなくても良い理由の分かる文書の公開を求
めている。

しかし、実施機関は、非開示とすべき情報を除き開示請求に係る保有個人
情報を開示しなければならない、また、当該事案に対する不服申立てにつ
いて、個人情報保護審議会は、当該実施機関の諮問に応じ、調査審議する
こととされている。

したがって、異議申立人が求める文書を実施機関が作成、取得する理由
はなく、本件異議申立ての対象となる行政文書は存在しない。

(2) 異議申立て②について

ア 本件公開請求について、条例第10条第 2項に該当し、公開しないこと
とした理由は以下のとおりである。

条例第10条第 2項の規定により、公開請求に係る行政文書を管理して
いないときは、公開しない旨の決定をすることとなっている。

異議申立人は、平成27年 2月26日付け名市大監査評価室長が作成した
「内部通報に係る調査報告書」の記述内容の理由がわかる文書を行政文
書公開請求している。

指摘の「内部通報に係る調査報告書」については、公立大学法人名古
屋市立大学における内部通報制度により作成されるものであり、実施機
関は、当該報告書作成に関与し、その理由にかかる行政文書を作成する
権限を有しない。また、当該報告書の内容にかかる理由についての行政
文書を名古屋市立大学から取得しておらず、請求にかかる行政文書を管

理していない。

以上のことから、「名古屋市情報公開条例に基づく処分に係る審査基準を定める要綱第2行政文書該当性に関する判断基準」に規定する「実施機関の職員が自己の職務の範囲内において事実上作成し、又は取得」した文書は、不存在である。

イ 異議申立人は、本件異議申立ての理由として、監査評価室長が「行政文書でない」と断言しているのであるから、その根拠は必ずあるはずであると主張する。

上記アのとおり、「内部通報に係る調査報告書」は、名古屋市立大学における内部通報制度に基づき作成される報告書であるため、その判断にかかる文書については、指摘の根拠の有無にかかわらず、実施機関においては、条例第2条第2号及び「名古屋市情報公開条例に基づく処分に係る審査基準を定める要綱第2行政文書該当性に関する判断基準」により、「実施機関の職員が自己の職務の範囲内において事実上作成し、又は取得」していないことから、異議申立人が主張する行政文書を管理していない。

(3) 異議申立て③について

本件公開請求は、平成27年2月26日付け「内部通報にかかる調査報告書」において「電子メール②は、実施機関が組織的に管理することとされている行政文書ではない」と記述されていることについて、そのように判断した理由が記載された行政文書を求めるものであると考えられる。

しかしながら、実施機関において、本件請求に係る行政文書は作成又は取得されていない。

(4) 異議申立て④について

本件公開請求は、名古屋市が条例違反を犯している可能性のある職員の調査を行わなくてよい理由のわかる行政文書の公開を請求するものであるが、本件公開請求の趣旨を満たす行政文書は作成又は存在していないことから、文書が存在しないことを理由として非公開決定としたものである。

(5) 異議申立て⑤について

本件公開請求は、名古屋市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例がありながら、職員の条例違反を調査しない理由の分かる行政文書の公開を請求するものであるが、本件公開請求の趣旨を満たす行政文書は作成又

は存在していないことから、文書が存在しないことを理由として非公開決定としたものである。

(6) 異議申立て⑥について

ア 異議申立人は、弁明意見書に「〇〇課長の行為について調査を行っていないため、当該行為が保護条例違反に当たらない理由を記載した文書は作成、取得していない。」との記述をすることは「名古屋市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例」に違反し原則として許されないはずであるから、根拠のないことを弁明意見書に記述できる理由のわかる特例的な文書等があるはずであり、これを特定し公開すべきであると主張している。

イ しかし、実施機関が名古屋市情報公開審査会又は個人情報保護審議会（以下「審査会等」という。）に対して提出する弁明意見書とは、不服申立てに係る処分理由を法律的事実的観点から記載するものである。そして、その記載内容の当不当は、不服申立人から提出された反論意見書の内容等も判断材料として、審査会等において判断されるものである。

すなわち、弁明意見書は審査会等の事後的判断に供するため当該処分について実施機関の思料する根拠を記載するものである。

ウ したがって、根拠のないことを弁明意見書に記述できる理由のわかる特例的な文書等を実施機関が作成、取得する理由はなく、本件異議申立ての対象となる行政文書は存在しない。

(7) 異議申立て⑦について

ア 平成27年 9月 7日、異議申立人より、名古屋市長あてに「市長ホットラインが法令違反を取扱わない理由の分かるもの（平成27年 9月 4日、総務局職員部人材育成・コンプライアンス推進室（以下「コンプライアンス推進室」という。）主事が市長ホットラインについては、内部通報制度については、内部通報制度と違い、回答する必要があるとしているが、名古屋市が平成26年 5月22日に公布した名古屋市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例の対象としないという説明を受けた。対象としない理由の分かるもの）（閲覧は原本）」についての行政文書公開請求がなされた。

イ 平成27年 9月15日、コンプライアンス推進室長は、請求する行政文書

を特定するために必要があるとして、条例第 6 条第 2 項に基づく補正を求めるため、「行政文書公開請求の補正について（依頼）」を異議申立人あてに送付した。補正依頼の内容は、請求する行政文書の名称又は内容について、「市長ホットラインについて「名古屋市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例」に規定する内部公益通報の対象としない理由の分かる文書」として取扱ってよいか確認を求めるものである。

ウ 平成27年 9月16日、コンプライアンス推進室の電子メールアドレス宛に、異議申立人より補正依頼に対する回答が送付された。回答の内容は、請求する行政文書の名称又は内容について、確認を求めたとおり取扱って結構であるというものである。なお、補正完了日はコンプライアンス推進室の担当者が電子メールの到着を認知した翌17日である。

エ 平成27年 9月24日、名古屋市長は、本件公開請求に係る行政文書の名称を「市長ホットラインへの通報について、「名古屋市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例」に規定する内部公益通報の対象としない理由の分かる文書」とし、対象となる行政文書を作成・取得しておらず、存在しないことを理由として、行政文書非公開決定を行い、異議申立人あてに通知した。

オ 平成27年 9月29日、異議申立人は本件非公開決定を不服として、名古屋市長に対して本件異議申立てを行った。

カ 本件公開請求は、市長ホットラインへの通報について、「名古屋市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例」に規定する内部公益通報の対象としない理由の分かる文書の公開を請求するものである。なお、本件公開請求に係る行政文書の特定については、補正依頼の手続きを経て異議申立人の意思を確認した上で行っている。

キ 内部公益通報の要件について、「名古屋市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例」第 3 条第 1 項において、「職員は、通報対象事実が発生し、又は発生するおそれがあると思料するときは、その旨を市長又はコンプライアンス・アドバイザーに通報することができる。」とされている。この規定より、内部公益通報は職員からの通報のみを対象としており、異議申立人を含む職員以外からの市長ホットラインへの通報は対象外であるとの解釈ができるが、この解釈について具体的に規定する

行政文書は存在しないことから、本件公開請求の趣旨を満たす行政文書は作成又は取得していないことを理由として、非公開決定としたものである。

(8) 異議申立て⑧について

ア 平成27年 9月 7日、異議申立人より、名古屋市長あてに「市長ホットラインにおいて、「市長へ連絡した日」及び「通報者へ連絡した日」が空欄になっている理由の分かるもの（平成27年 9月 4日、「市長ホットライン情報提供」の開示をうけた。コンプライアンス推進室主事が市長ホットラインについては、市長に見せたと断言したが、「市長へ連絡した日」が空欄になっている。また、名古屋市が平成26年 5月22日に公布した名古屋市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例があるにも拘らず、「通報者へ連絡した日」が空欄になっている理由の分かるもの）（閲覧は原本）」についての行政文書公開請求がなされた。

イ 平成27年 9月15日、コンプライアンス推進室長は、請求する行政文書特定するために必要があるとして、条例第 6条第 2項に基づく補正を求めるため、「行政文書公開請求の補正について（依頼）」を異議申立人あてに送付した。補正依頼の内容は、「特定の通報に係る内容は、その存否も含め非公開情報にあたるため行政文書公開請求で公開することはできません。」と断った上で、請求する行政文書の名称又は内容について、「一般的な取扱いとして「市長へ連絡した日」及び「通報者へ連絡した日」という欄があるにもかかわらず、空欄とすることがある理由の分かる文書」として取扱ってよいか確認を求めるものである。

ウ 平成27年 9月16日、コンプライアンス推進室の電子メールアドレス宛に、異議申立人より補正依頼に対する回答が送付された。回答の内容は、請求する行政文書の名称又は内容について、確認を求めたとおり取扱って結構であるというものである。なお、補正完了日はコンプライアンス推進室の担当者が電子メールの到着を認知した翌17日である。

エ 平成27年 9月24日、名古屋市長は、本件公開請求に係る行政文書の名称を「一般的な取扱いとして市長ホットラインにおいて「市長へ連絡した日」及び「通報者へ連絡した日」という欄があるにもかかわらず、空欄とすることがある理由の分かる文書」とし、対象となる行政文書を作成・取得しておらず、存在しないことを理由として、行政文書非公開決

定を行い、異議申立人あてに通知した。

オ 平成27年 9月29日、異議申立人は本件非公開決定を不服として、名古屋市長に対して本件異議申立てを行った。

カ 本件公開請求は、一般的な取扱いとして、市長ホットラインに対する指示の内容等が記載された文書（以下「指示書」という。）において「市長へ連絡した日」（正しくは、「市長へ報告した日」）及び「通報者へ連絡した日」という欄があるにもかかわらず、空欄とすることがある理由の分かる文書の公開を請求するものである。なお、本件公開請求に係る行政文書の特定については、補正依頼の手続きを経て異議申立人の意思を確認した上で行っている。

キ 市長ホットラインへの通報内容は、市長が直接確認するとともに、コンプライアンス推進室を経由して必要に応じて関係部署に送り、調査、対応等を行うこととなっている。

関係部署による市長への報告や通報者への連絡については、必要に応じて行われるが、市長への報告や通報者の連絡が行われた場合、指示書のうち、「市長へ報告した日」及び「通報者へ連絡した日」の欄の記入にかかる取扱いについては、記入する・しないを含め、規程する行政文書は存在しない。

よって、本件公開請求の趣旨を満たす行政文書は作成又は取得していないことから、文書が存在しないことを理由として非公開決定としたものである。

(9) 異議申立て⑨について

本件公開請求は、平成27年 8月 6日付け27総務第 8号の 7弁明意見書において「実施機関としては、ハラスメント審査会の委員に就任したことにより、ハラスメント審査の関係者から、情報公開請求・個人情報開示請求を受け、様々な対応を強いられることになれば、今後、ハラスメント審査会の委員等への就任を躊躇することとなり、当該事務又は事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められるものである」と記述されており、その中の「様々な対応を強いられること」及び「支障を及ぼすおそれがあるものと認められるもの」に係る根拠が記載された行政文書を求めるものであると考えられる。

しかしながら、実施機関において、本件請求に係る行政文書は作成又は

取得されていない。

(10) 異議申立て⑩について

ア 異議申立人は、実施機関が補正の参考となる情報を提供せずに却下決定できる理由について定めた規程等が存在するはずであり、これを特定して公開すべきであると主張している。

イ 公開請求書に形式上の不備がある場合の手続きについては、条例第 6 条第 2 項及び行政文書公開事務取扱要綱第 3 の 8 (1) に規定されており、実施機関は、補正の参考となる情報を提供しよう努めた上で補正を求め、補正ができない場合に却下決定を行うとされている。

しかし、補正の参考となる情報を提供せずに補正を求め、却下決定を行う場合について明文で定める規定は存在しない。

ウ したがって、実施機関は、公開請求書に形式上の不備が認められる場合に、補正の参考となる情報を提供せずに却下決定できる理由について記載された行政文書を作成又は取得しておらず、存在しない。

エ また、異議申立人が異議申立ての理由として述べている事項は、実施機関に対する不満であり、文書が存在しないことを否定する合理的な内容になっておらず、異議申立ての理由として失当である。

(11) 異議申立て⑪について

異議申立人が請求している文書は、市政相談「市民の声」制度において、申出人が市政情報室に対して「不作為である」と訴えた行政処理に対して市政情報室が、回答しない理由の分かるものである。「市民の声」制度において、申出人に対する回答又は対応は当該事務を担当する課室公所において行うこととなっており、回答内容及び回答を行うか行わないかの決定は当該事務を担当する市政情報室において行われるため、当該文書は広聴課に存在しない。

(12) 異議申立て⑫について

本件公開請求⑫は、市長ホットラインにおける市民からの法令違反の通報に対して、市長が不作為である理由の分かるものについての行政文書の公開を請求するものであるが、市長室秘書課は市長ホットラインの所管課ではないため、本件公開請求の趣旨を満たす行政文書は作成又は存在して

いないことから、文書が存在しないことを理由として非公開決定としたものである。

第 5 異議申立人の主張

1 本件各異議申立ての趣旨

本件各処分を取り消し、請求内容を満たす行政文書を特定して公開することを求める。

2 本件各異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、反論意見書及び口頭による意見陳述で主張している不服申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 異議申立て①について

ア 平成23年 6月10日、内容を「平成22年 8月30日にAが提出した『名古屋市立大学ハラスメント相談』に係る公文書等経緯の分かる文書の全て、特に調査委員会及びハラスメント審査会の開催年月日及び議事録等の開催状況の分かるもの並びに調査委員の聴取年月日を含め、議事状況内容の分かるものが欲しいです。」として、「個人情報開示請求書」を実施機関(名市大)あてに提出した。同年 6月24日、実施機関から「個人情報非開示決定通知書」が発出され、全ての文書等が非開示とされたので、同年 8月 8日、「異議申立書」を名市大理事長あてに提出し、同年 8月17日、名古屋市個人情報保護審議会（以下「保護審議会」という。）に諮問された。平成24年 7月19日、保護審議会からほぼ全面開示の答申を得て、同年 7月27日、名市大理事長から異議申立人に「決定書」が発出され、答申書とおおり、個人情報を除いて、全ての文書等が開示されたはずであった。

イ 開示された文書の問題点を開示請求した結果、保護審議会において審議された「個人情報」は、実施機関（名市大）の保有する一部であって、実施機関にとって不都合な行政文書等は特定されず、隠蔽されていたことが判明した。平成25年 1月24日、実施機関で組織的に情報共有されていた事情聴取記録メモ(職員Bメモ)が開示されると、続いて、平成26年 5月22日、「ハラスメント審査会の開催について」という起案文書及び、「ハラスメント審査会の調査委員会の開催について」という 2件の案内メールが開示され、さらに、同年 6月11日、4件の起案文書が開示された。小出しに開示されることも理解できないが、これらの文書及びメールは、当初から開示されるべき文書等であり、特定されず隠蔽された

ことは、開示請求者のみならず、保護審議会をも冒瀆し、「原則開示」という情報公開及び個人情報保護制度を根底から否定するもので、行政機関にあってはならない犯罪行為である。

ウ さらに、保護審議会の答申でさえ、明らかに開示対象となる電子メールを「会議開催の通知をしたものにすぎない」として、開示することなく切り捨て、公正を欠くものであり、特定されず隠蔽されている文書及びメールの存在が明らかであるにもかかわらず、保護審議会は調査をせず、名市大の隠蔽及び公用文書毀棄に加担した。

エ 以上のように、特定されず隠蔽されている文書及びメールの存在が明らかであるにもかかわらず、保護審議会は調査をせず、結果的に名市大の隠蔽及び公用文書毀棄に加担した。異議申立人は、審議中、保護審議会に名市大の不正を訴えたにもかかわらず、名市大は開示を拒もうとする弁明意見書を追加提出する等あくまで隠蔽しようとしたのだから、当然、保護審議会は調査しない理由が必要である。

オ したがって、名古屋市は調査しなかったことの説明責任を果たすために、適切な当該理由の分かる文書等の特定を行い、開示すべきである。

カ メールを含め、最初から全部文書を出さなくても答申が出せる理由があるはずである。起案文書を出せるはずなのに出不さず、それを黙認している大学政策室もおかしいのではないか。メールが行政文書ではないという理由さえ説明してくればよかった。

(2) 異議申立て②について

ア 本件公開請求に対して、「不存在」として、行政文書非公開としているが、監査評価室長が「行政文書でない」と断言しているのであるから、その根拠は必ずあるはずである。

もし不存在とすれば、監査評価室長という役職者が根拠の存在しない虚偽公文書を作成しているということになり、重大な問題である。

イ 平成27年 5月22日、名古屋市個人情報保護審議会において、会長は、「行政文書である稟議書に記載のされているメールは行政文書である。」と断言された。当方は市長ホットラインにその旨通知したので、総務局大学政策室は当該事由を認識しているはずである。

それにもかかわらず、平成27年 9月 1日付け弁明書では、「実施機関である名古屋市は、当該報告書作成に関与し、その理由に係る行政文書を作成する権限を有しない。また、当該報告書の内容にかかる理由についての行政文書を名市大から取得しておらず、請求に係る行政文書を管理していない。」と旧態依然のことを述べている。

ウ 同じ情報公開条例で管理され、同一の名古屋市情報公開審査会及び名古屋市個人情報保護審議会に諮問する実施機関である名市大が不正を行い、名市大監査評価室長は当該違法行為を追認した「内部通報に係る調査報告書」を作成し、その報告書を理事長、監事及びコンプライアンスアドバイザー等に通知されているが、何らの疑義が出ていないようなので、名市大及び名古屋市には「当該メールは行政文書でない」根拠があるはずである。もし根拠がないとすれば、「行政文書でない」と断言している名古屋市の派遣職員である名市大監査評価室長は法令違反を申し述べており、大学政策室所管の地方独立行政法人法第 122条の規定に基づき、名市大に対して是正命令を行うべきで、看過することは大学政策室の不作为である。

エ したがって、名古屋市は「大学政策室が名市大の違法行為を看過し、不作为でないこと」を証明するために、適切な当該理由の分かる文書等の特定を行い、開示すべきである。

オ 起案文書に「メールにて送付」と書いてあるのであれば、そのメールは起案文書に付随するものであると考えるが、行政文書でないという判断であった。行政文書でないと言い張る理由を尋ねただけであり、それについて示してほしい。

(3) 異議申立て③について

ア 名市大監査評価室長は、「起案文書に『全委員にメールにて事前確認済み』と記述されている電子メールは行政文書である」とした内部通報の回答として、「内部通報に係る調査報告書」において「当該メールは行政文書でない」と断言している。

一方、平成27年 5月22日、第 202回名古屋市個人情報保護審議会において、会長から「当該メールは行政文書」との回答を得たところである。

会長と正反対の「当該メールは行政文書でない」とした名市大監査評価室長から、当該「内部通報に係る調査報告書」によって、名市大理事

長、監事及びコンプライアンスアドバイザーに通知されているが、当該三者からも何らの疑義も出ていない。

イ したがって、通常の実施機関においてはありえないが、名市大においては、「起案文書に『全委員にメールにて事前確認済み』と記述されている電子メールが行政文書でない」根拠が必ずあるはずである。

もし不存在とすれば監査評価室長という役職者が根拠の存在しない虚偽公文書を作成しているということになり、その虚偽公文書を名市大理事長、監事及びコンプライアンスアドバイザーまでが追認しているということになり、組織的な重大な問題である。

ウ 「監査評価室長が虚偽公文書を作成」していないこと及び「名市大が組織的に重大な欠陥」のないことを証明するために、適切な当該理由の分かる文書等の特定を行い、開示しなければならない。開示しなければ名市大は単なる犯罪組織であると証明することになる。

エ 名古屋市と名市大に請求した場合で、黒塗り箇所が異なっていたり、同じ請求をしても実施機関毎に違う判断をしてくるため、それぞれに対して請求した。稟議書についているメールが行政文書でないという明確な理由を示してほしい。

(4) 異議申立て④及び⑤について

ア 当方が探した限り、「実施機関（名古屋市及び名市大）が請求の対象文書のありそうな場所を探さずに特定したことにして、非開示決定とできる理由」が認められないところである。

名古屋市において、平成26年 5月22日、「名古屋市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例」が公布され、施行されている。最近、このような条例が作成されながら、何故、「C前総務課長の行為について調査を行っていないため、当該行為が保護条例違反に当たらない理由を記載した文書は作成、取得していない。」との記述が許されるのか。職員の条例違反を調査しないのであれば、当該条例を制定したということは虚偽なのか。「実施機関には職員の条例違反を調査しない」規程等があるはずなので、適切に特定の上、開示すべきである。

イ もし不存在とすれば、名古屋市情報公開審査会及び名古屋市個人情報保護審議会の事務局を担当している市民経済局市民生活部市政情報室と

いう重要な役職の方が根拠の存在しない虚偽公文書である弁明意見書を作成しているということになり、重大な問題である。

ウ したがって、名古屋市は、「市政情報室が虚偽公文書を作成していい」ことを証明するためにも、適切な当該理由の分かる文書等の特定を行い開示すべきである。

エ 平成27年 5月 7日付け反論意見書においても詳細に記述したが、公立大学法人名古屋市立大学前総務課長C（現病院局東部医療センター病院管理部長）を始めとする同大学等職員の虚偽公文書作成、公文書毀棄及び公開対象文書の隠蔽等非違行為は明らかになっており、当該事項を隠蔽しようとするコンプライアンス推進室、同局企画部大学政策室及び市民経済局市民生活部市政情報室は、公務員らしく法令順守し、猛省して本来の適切な業務遂行に臨まなければならない。

オ 名古屋市職員が弁明意見書等に記述する事柄は、当然、公務員として何らかの法令等に則って記述されていると市民は思っている。何ら法的根拠なく、その場しのぎの記述及び発言をすることは許されることではなく、公務員としての資質を欠いている。法令を遵守せず非違行為を行ったC等に対し、何らの注意もせず、放置していることは、コンプライアンス推進室自体が地方公務員法に違反する。違反しないとすれば、当該事項を看過できる法的根拠又は規程等があるはずなので、当該根拠の公開を市民として求める。

カ 当初出された開示文書に起案文書 4件が隠されており、そこにメールと書かれた文書があった。当初の開示請求ではメールも含めて全てのやりとりのわかるもの、書類全てと請求したにもかかわらず、名古屋市が当初公開した中にこの 4件は含まれていなかった。誰が持っていたかという、人事係長が持っていたのである。名古屋市に出されたメールの中に先般のメールとパスワードだけのメールがありながら、名古屋市の事務局は故意に見ようとしなかった。名古屋市はそれに対して、名市大を改めて探索をしなかった。

(5) 異議申立て⑥について

ア 貴市においては、平成26年 5月22日、「名古屋市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例」が公布され、同年12月25日から施行されてい

る。このような条例が作成されていながら、何故、弁明意見書に「C前総務課長の行為について調査を行っていないため、当該行為が保護条例違反に当たらない理由を記載した文書は作成、取得していない。」との記述が許されるのか。職員の条例違反を調査しないのであれば、このような条例を制定したとの貴市の公表自体が虚偽であり、市民を欺くものである。したがって、例外的に「職員の条例違反を調査しない」規程等があるはずなので、適切に特定の上、開示すべきである。

イ 当該開示対象文書が不存在とすれば、名古屋市情報公開審査会及び名古屋市個人情報保護審議会の事務局を担当している市民経済局市民生活部市政情報室という重要な部署の方々が根拠の存在しない虚偽公文書である弁明意見書を作成していることになり、極めて重大な問題である。

ウ したがって、貴市は、「市政情報室が虚偽公文書を作成していないこと」及び「市民を愚弄していないこと」を証明するためにも、適切な当該理由の分かる特例的な文書等の特定を行い、直ちに開示すべきである。

エ 公立大学法人名古屋市立大学前総務課長C（現病院局東部医療センター病院管理部長）を始めとする同大学等職員の虚偽公文書作成、公文書毀棄及び公開対象文書の隠蔽等非違行為は明らかになっており、当該事項を隠蔽しようとするコンプライアンス推進室、同局企画部大学政策室及び市民経済局市民生活部市政情報室には、公務員らしく法令順守し、猛省して本来の適切な業務遂行に臨まなければならない。

オ 名古屋市職員が弁明意見書等に記述する事柄は、当然、公務員として何らかの法令等に則って記述されていると市民は思っている。何ら法的根拠なく、その場しのぎの記述及び発言をすることは許されることなく、公務員としての資質を欠いている。法令を遵守せず非違行為を行ったC等に対し何らの注意もせず放置していることでさえ、法的根拠又は規程等があるはずなので、当該根拠の公開を市民として求める。

(6) 異議申立て⑦及び⑧について

ア 平成27年 9月 4日、一部開示の文書を受領したが、37頁中32頁が全くの黒塗りで、残りの 5頁も 3頁がほとんど黒塗りでされていた。当日、コンプライアンス推進室主事等が説明に来たが、開示文書の順番こそ即座に対応できたが、内容については「市長ホットラインについては、全て

市長が見て、指示している。」と重ねて断言するだけで、全く説明できず、疑義が増すばかりであった。仕方なく、平成27年 9月 7日、請求の内容を一般的な行政機関であれば当然、作成しているはずの極めて一般的な内容で行政文書公開請求させて頂いた。

イ 平成27年 9月11日、コンプライアンス推進室主査及び主事に 9月 4日に受領した文書の説明を聞いたところであるが、当方に報告しない理由は、「報告しないと判断したのは市長である。全て市長に見せて、全て市長指示である。」とし、全て市長に責任転嫁し、開示文書にある「施行」という意味を主査は全く返答できず、「この市長ホットラインの処理は終了したとも、していないとも言えない。」とだけ続けた。市民の声扱いとした場合に回答をしないことに対し、主事は「市長ホットラインに係る市民の声は回答をしない。」との虚偽の回答を平然とした。同主事は他にも 9月11日に個人情報開示請求を行った関連文書に対して「黒塗り部分に再指示の年月日がある。」とありえない虚偽の説明を行ったところである。

ウ 公開請求に係る異議申立書で述べることではないが、市民を馬鹿にした窓口対応は、「コンプライアンス推進室」などと銘打った部署の職員がこのような嘘に固められた説明を平然としている態度が、多くの名古屋市職員の不祥事を生み出す土壌になっており、コンプライアンス推進室長はもとより、河村たかし市長をはじめとする市役所幹部の責任であり、猛省を促したい。

エ 公立大学法人名古屋市立大学前総務課長C（現病院局東部医療センター病院管理部長）を始めとする同大学等職員の虚偽公文書作成、公文書毀棄及び公開対象文書の隠蔽等非違行為は明らかになっており、当該事項を隠蔽しようとするコンプライアンス推進室長及び室員は、公務員らしく法令順守し、猛省して本来の適切な業務遂行に臨まなければならない。

オ コンプライアンス推進室長から補正依頼文書が送付され、回答したにもかかわらず、不存在であった。補正をさせて、文書を出さないようにしていた。

(7) 異議申立て⑨について

ア 弁明意見書において、「実施機関としては、ハラスメント審査会の委員に就任したことにより、ハラスメント審査の関係者から、情報公開請求・個人情報開示請求を受け、様々な対応を強いられることになれば、今後、ハラスメント審査会の委員等への就任を躊躇することとなり、当該事務又は事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められるものである。」との記述があるが、「様々な対応を強いられること」及び「支障を及ぼすおそれがあるものと認められるもの」との当該記載事項を証明できるものとの行政文書公開請求をしたが、名市大は不存在を理由に非公開決定した。

イ そもそも、弁明意見書に情報公開請求者を誹謗中傷するような事項を記述するのならば、それらの事項を証明できるようにしておくべきことは当然であるし、名市大が説明責任を果たさないで、仕方なく行政文書公開及び個人情報開示の請求を行っているのであるから、その異議申立てに対する弁明意見書は責任をもって書いて頂きたい。

したがって、名市大は、「適切な根拠をもって弁明意見書を作成していること」を証明するためにも、適切な当該請求に係る文書等の特定を行い、直ちに開示すべきである。

ウ 非開示とするならば逆に実施機関である名市大が適切な補正を怠り、適正に特定を行っていないことを証明することにもなる。

エ ハラスメント調査委員会の委員であった准教授はフランスに外遊していた。調査委員会は 3人しかいないが、委員の 1人である学部長は常に欠席であった。残りの 2人、C総務課長と医学部の准教授がメンバーであったが、医学部の准教授は事前に欠席となっていた。そうすると、C委員 1人しかいないのになぜ調査委員会が開かれたのか。

オ その委員に対して、何時に出発したのかなどを尋ねただけであって、業務に支障をきたすほど大量請求してはいない。なにをもって大量と言っているのかわからない。

条例の理念から逸脱していれば、そう言ってくればよい。何人も情報公開請求を出していいはずである。情報公開をすると言われたが、口頭で説明して頂ければ済んだ話である。

(8) 異議申立て⑩について

ア 平成27年12月 1日、市政情報室主事は、持参した異議申立書を検閲し、異議の趣旨まで市政情報室の意向に沿わなければ受付できないとしただけでなく、郵送で届いた異議申立書も添削して返送し、再度、送付されてきた時に受け付けるとした。後日、係長からは「受け付け後訂正依頼する。」と聞いたが、当初の説明については、訂正されることがなく、窓口対応した職員によって受付の仕方が異なっているにも拘らず説明責任を果たさないのは、名古屋市情報公開審査会及び名古屋市個人情報保護審議会の事務局を担当している市民経済局市民生活部市政情報室という重要な部署の方々が根拠の存在しない恣意的な窓口説明を行っていることになり、極めて不誠実な市民対応であり重大な問題である。

イ 実施機関である市民経済局市民生活部市政情報室が補正の参考となる情報を提供せずに、却下決定した事実があるので、「参考となる情報を提供せずに却下決定できる理由」の規程等が存在しなければならない。適切に特定の上、開示すべきである。

ウ 当該弁明意見書 2頁 4行目に「補正の参考となる情報を提供せずに補正を求め、却下決定を行う場合」と記述する一方、参考資料には、名古屋市情報公開条例第 6条の「実施期間は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。」と矛盾することを明記している。

したがって、市政情報室には「形式上の不備が認められるにも拘らず、情報提供もせず、却下できる理由」が存在しなければならない。

(9) 異議申立て⑪について

ア 平成27年12月25日、市民経済局市民生活部広聴課（以下「広聴課」とする。）に対して、市政情報室の不作為を口頭及び電話で訴えたにも拘らず、その回答をしないのは広聴課係長の不作為である。

その後、メールに対する回答は、直接、市政情報室に照会するようになっており、広聴課の不作為がどこかに行ってしまうている。

イ 市政情報室の不作為の回答がないのであれば、「市民の声」担当課である広聴課は、再度、市政情報室に対して不作為の回答を求め、回答するよう指導すべきではないか。それとも他部署が当該事項をしなければならないのならば、当該部署に移管すべきであり、明らかに不作為である。

ウ 市政情報室主事は、持参した異議申立書を検閲し、異議の趣旨まで市政情報室の意向に沿わなければ受付できないとただけではなく、郵送できた異議申立書も添削して返送し、再度、送付されてきた時に受け付けるとした。後日、係長からは「受け付け後訂正依頼する。」と聞いたが、当初の説明については、訂正されることがなく、窓口対応した職員によって受付の仕方が異なっているにも拘らず、説明責任を果たさないのは、名古屋市情報公開審査会及び名古屋市個人情報保護審議会の事務局を担当している市民経済局市民生活部市政情報室という重要な部署の方々が根拠の存在しない恣意的な窓口説明を行っていることになり、極めて不誠実な市民対応であり重大な問題である。

エ 「市民の声に『不作為』であると訴えた行政処理に対して、回答をしない理由」の規程等があるはずなので、適切に特定の上、開示すべきである。

したがって、貴市は、「市政情報室が適切な窓口対応していること」及び「市民だけを愚弄していないこと」を証明するためにも、適切な当該理由の分かる文書等の特定を行い、直ちに開示すべきである。

(10) 異議申立て⑫について

ア 市長ホットラインについては、コンプライアンス推進室推進係の不適切な取り扱いは元より、市長室秘書課においても同様の等閑な取り扱いとなっているとすれば、結果的に、名古屋市ホームページに記載されているチャートが虚偽となっている。名古屋市の業務に係る法令違反その後不正行為の通報をチャートに従い通報しても、何らの対応もしないのならば、最近、特に問題となっている「行政機関の不作為」そのものであり、さらに市長が市民に対して虚偽を語っているとすれば、そのことは決して許されることではない。

イ したがって、貴市は、「名古屋市ホームページに虚偽が記載されていないこと」及び「市長及び市職員が市民を愚弄していないこと」を証明するためにも、適切な当該理由の分かる文書等の特定を行い、直ちに開示すべきである。

ウ 平成28年 4月20日付け異議申立書でも詳述したが、「市長ホットライン」制度において、対象事務を担当するコンプライアンス推進室の不作

為を市長室秘書課に照会しているのであるから、弁明意見書で「市長ホットラインの所管課ではない」と市長のお膝元が切り捨て、開示対象文書等が存在しないのならば、市長室秘書課が自ら「市長ホットライン」制度を否定することになる。

第 6 審査会の判断

1 争点

本件各対象文書の有無が争点となっている。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件各対象文書について

(1) 条例第 6条について

ア 条例第 6条は、行政文書の公開についての具体的な請求方法を定めたものであり、第 1項では、行政文書の公開を請求する者は、その氏名等のほか、公開請求に係る行政文書を特定するために必要な事項を記載した請求書を提出しなければならないとしている。

イ 同条における公開請求に係る行政文書を特定するために必要な事項とは、公開請求を受けた実施機関が合理的な努力をすることにより、公開請求の対象となる行政文書を特定することができる程度の記載をいう。

ウ 行政文書の公開の請求は、請求権の行使であり、請求に係る事実関係を明らかにし、後日の紛争を防止する等手続の正確を期すため、請求は書面により行うものであるという条例の趣旨に照らせば、実施機関は、公開請求書の記載によって特定された行政文書を公開すれば足りると解するのが相当である。すなわち、公開請求書の記載から通常読み取れる文書について公開決定等すれば、実施機関の義務を果たしたといえる。

(2) 本件公開請求①から⑫を一見したところ、公開請求書の文言から、本件各対象文書は、以下のとおり解される。

ア 本件対象文書①について

本件対象文書①は、個人情報保護審議会の審議過程を含め、名市大の開示されるべき個人情報に特定されなかった場合、開示の審議対象ともせず、調査をしなくても良い理由が記載された行政文書である。

イ 本件対象文書②及び③について

本件対象文書②及び③は、大学政策室及び公立大学法人名古屋市立大学において、名市大監査評価室長が作成した「内部通報に係る調査報告書」3頁に1行目から「電子メール②は、実施機関が組織的に管理することとされている行政文書ではない」と記述されているが、行政文書である稟議書に記載のされているメールを「行政文書でない」とする理由が記載された行政文書である。

ウ 本件対象文書④について

本件対象文書④は、名古屋市が個人情報保護条例違反を犯している可能性のある職員の調査を行わなくてよい理由が記載された行政文書である。

エ 本件対象文書⑤について

本件対象文書⑤は、名古屋市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例がありながら職員の個人情報保護条例違反を調査しない理由が記載された行政文書である。

オ 本件対象文書⑥について

本件対象文書⑥は、根拠のないことを弁明意見書に記述できる理由が記載された行政文書である。

カ 本件対象文書⑦について

本件対象文書⑦は、市長ホットラインへの通報について、「名古屋市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例」に規定する内部公益通報の対象としない理由が記載された行政文書である。

キ 本件対象文書⑧について

本件対象文書⑧は、一般的な取扱いとして市長ホットラインにおいて、

「市長へ連絡した日」及び「通報者へ連絡した日」という欄があるにもかかわらず、空欄とすることがある理由が記載された文書である。

ク 本件対象文書⑨について

本件対象文書⑨は、弁明意見書における「様々な対応を強いられること」及び「支障を及ぼすおそれがあるものと認められるもの」との記述について、当該記載事項を証明できる行政文書である。

ケ 本件対象文書⑩について

本件対象文書⑩は、実施機関が補正の参考となる情報を提供せずに却下決定できる理由が記載された行政文書である。

コ 本件対象文書⑪について

本件対象文書⑪は、広聴課において、市民の声に「不作為」であると訴えた行政処理に対して、回答をしない理由が記載された行政文書である。

サ 本件対象文書⑫について

本件対象文書⑫は、市長室において、市長ホットラインにより、市長が市民に法令違反の通報を求めながら、市民からの法令違反の通報に対して、市長が不作為である理由が記載された行政文書である。

(3) しかし、異議申立人は、本件公開請求①から⑫に至った経緯や理由について概ね以下のとおり主張している。

ア 本件対象文書①について

(ア) 当初、「名古屋市立大学ハラスメント相談」に係る公文書等経緯の分かる全ての文書を個人情報開示請求した。しかし、その後の個人情報開示請求において、当初に開示されなかった文書やメールが開示された。これらは当初から開示されるべき文書であった。

(イ) 保護審議会の答申でさえ、明らかに開示対象となる電子メールを、「会議開催の通知をしたものにすぎない」として、開示することなく切り捨て、公正を欠くものであり、特定されず隠蔽されている文書及びメールの存在が明らかであるにもかかわらず、保護審議会は調査をせず、名市大の隠蔽及び公用文書毀棄に加担した。

(ウ) 異議申立人は、保護審議会に名市大の不正を訴えたが、名市大は開示を拒もうとする弁明意見書を追加提出する等あくまで隠蔽しようとしたのだから、当然、保護審議会は調査しない理由が必要である。

イ 本件対象文書②について

(ア) 本件公開請求②に対して、不存在として行政文書非公開としているが、名市大監査評価室長が「行政文書でない」と断言しているのだから、その根拠は必ずあるはずである。

もし不存在とすれば、監査評価室長という役職者が根拠の存在しない虚偽公文書を作成しているということになり、重大な問題である。

(イ) 平成27年 5月22日、名古屋市個人情報保護審議会において、会長は「行政文書である稟議書に記載のされているメールは行政文書である。」と断言された。当方は市長ホットラインにその旨通知したので、総務局大学政策室は当該事由を認識しているはずである。

それにもかかわらず、弁明意見書では、「実施機関である名古屋市は、当該報告書作成に関与し、その理由に係る行政文書を作成する権限を有しない。また、当該報告書の内容にかかる理由についての行政文書を名市大から取得しておらず、請求に係る行政文書を管理していない。」と旧態依然のことを述べている。

(ウ) 同じ情報公開条例で管理され、同一の名古屋市情報公開審査会及び名古屋市個人情報保護審議会に諮問する実施機関である名市大が不正を行い、名市大監査評価室長は当該違法行為を追認した「内部通報に係る調査報告書」を作成し、その報告書を理事長、監事及びコンプライアンスアドバイザー等に通知されているが、何らの疑義が出ていないようなので、名市大及び名古屋市には「当該メールは行政文書でない」根拠があるはずである。

ウ 本件対象文書③について

(ア) 名市大監査評価室長は、「起案文書に『全委員にメールにて事前確認済み』と記述されている電子メールは行政文書である」とした内部通報の回答として、「内部通報に係る調査報告書」において「当該メールは行政文書でない」と断言している。

一方、平成27年 5月22日、第 202回名古屋市個人情報保護審議会において、会長から「当該メールは行政文書」との回答を得た。

(イ) 会長と正反対の「当該メールは行政文書でない」とした名市大監査評価室長から、当該「内部通報に係る調査報告書」が名市大理事長、監事及びコンプライアンスアドバイザーに通知されているが、当該三者からも何らの疑義も出ていない。

(ウ) したがって、通常の実施機関においてはありえないが、名市大においては、「起案文書に『全委員にメールにて事前確認済み』と記述されている電子メールが行政文書でない」根拠が必ずあるはずである。

エ 本件対象文書④及び⑤について

(ア) 反論意見書においても詳細に記述したが、公立大学法人名古屋市立大学前総務課長C（現病院局東部医療センター病院管理部長）を始めとする同大学等職員の虚偽公文書作成、公文書毀棄及び公開対象文書の隠蔽等非違行為は明らかになっており、当該事項を隠蔽しようとするコンプライアンス推進室、同局企画部大学政策室及び市民経済局市民生活部市政情報室は、公務員らしく法令順守し、猛省して本来の適切な業務遂行に臨まなければならない。

(イ) 名古屋市において、平成26年 5月22日、「名古屋市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例」が公布され、施行されている。最近、このような条例が作成されながら、何故「C前総務課長の行為について調査を行っていないため、当該行為が保護条例違反に当たらない理由を記載した文書は作成、取得していない。」と弁明意見書に記述することが許されるのか。職員の条例違反を調査しないのであれば、当該条例を制定したということは虚偽なのか。「実施機関には職員の条例違反を調査しない」規程等があるはずなので、適切に特定の上、開示すべきである。

(ウ) もし不存在とすれば、名古屋市情報公開審査会及び名古屋市個人情報保護審議会の事務局を担当している市民経済局市民生活部市政情報室という重要な役職の方が根拠の存在しない虚偽公文書である弁明意見書を作成しているということになり、重大な問題である。

(エ) 名古屋市職員が弁明意見書等に記述する事柄は、当然、公務員として何らかの法令等に則って記述されていると市民は思っている。法令

を遵守せず非違行為を行ったC総務課長に対し何らの注意もせず放置していることでさえ、法的根拠又は規程等があるはずなので、当該根拠の公開を市民として求める。

オ 本件対象文書⑥について

(ア) 反論意見書においても詳細に記述したが、公立大学法人名古屋市立大学前総務課長C（現病院局東部医療センター病院管理部長）を始めとする同大学等職員の虚偽公文書作成、公文書毀棄及び公開対象文書の隠蔽等非違行為は明らかになっており、当該事項を隠蔽しようとするコンプライアンス推進室、同局企画部大学政策室及び市民経済局市民生活部市政情報室は、公務員らしく法令順守し、猛省して本来の適切な業務遂行に臨まなければならない。

(イ) 名古屋市において、平成26年 5月22日、「名古屋市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例」が公布され、同年12月25日から施行されている。このような条例が作成されていながら、何故、弁明意見書に「C前総務課長の行為について調査を行っていないため、当該行為が保護条例違反に当たらない理由を記載した文書は作成、取得していない。」と記述することが許されるのか。職員の条例違反を調査しないのであれば、このような条例を制定したとの名古屋市の公表自体が虚偽であり、市民を欺くものである。したがって、例外的に「職員の条例違反を調査しない」規程等があるはずなので、適切に特定の上、開示すべきである。

(ウ) 当該開示対象文書が不存在とすれば、名古屋市情報公開審査会及び名古屋市個人情報保護審議会の事務局を担当している市民経済局市民生活部市政情報室という重要な部署の方々が根拠の存在しない虚偽公文書である弁明意見書を作成していることになり、極めて重大な問題である。

(エ) 名古屋市職員が弁明意見書等に記述する事柄は、当然、公務員として何らかの法令等に則って記述されていると市民は思っている。法令を遵守せず非違行為を行ったC前総務課長に対し何らの注意もせず放置していることでさえ、法的根拠又は規程等があるはずなので、当該根拠の公開を市民として求める。

カ 本件対象文書⑦について

(ア) 平成27年 9月 4日、一部開示の文書を受領したが、ほとんど黒塗りされていた。当日、コンプライアンス推進室主事等が説明に来たが、内容については「市長ホットラインについては、全て市長が見て、指示している。」と重ねて断言するだけで、全く説明できず、疑義が増すばかりであった。また、市長ホットラインについては、内部通報制度と違い、回答する必要があるとしているが、名古屋市が平成26年 5月22日に公布した名古屋市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例の対象としないという説明を受けた。そのため、仕方なく、平成27年 9月 7日、請求の内容を一般的な行政機関であれば当然、作成しているはずの極めて一般的な内容で当該行政文書公開請求した。

(イ) 平成27年 9月11日、コンプライアンス推進室主査及び主事に 9月 4日に受領した文書の説明を聞いたところであるが、市長ホットラインの通報がどうなったかを当方に報告しない理由は、「報告しないと判断したのは市長である。全て市長に見せて、全て市長指示である。」とし、全て市長に責任転嫁し、開示文書にある「施行」という意味を主査は全く返答できず、「この市長ホットラインの処理は終了したとも、していないとも言えない。」とだけ続けた。

(ウ) 市民の声扱いとした場合に回答をしないことに対し、主事は「市長ホットラインに係る市民の声は回答をしない。」との虚偽の回答を平然とした。

(エ) 公立大学法人名古屋市立大学前総務課長C（現病院局東部医療センター病院管理部長）を始めとする同大学等職員の虚偽公文書作成、公文書毀棄及び公開対象文書の隠蔽等非違行為は明らかになっており、当該事項を隠蔽しようとするコンプライアンス推進室長及び室員は、公務員らしく法令順守し、猛省して本来の適切な業務遂行に臨まなければならない。

キ 本件対象文書⑧について

(ア) 平成27年 9月 4日、一部開示の文書を受領したが、ほとんど黒塗りされていた。当日、コンプライアンス推進室主事等が説明に来たが、内容については「市長ホットラインについては、全て市長が見て、指示している。」と重ねて断言するだけで、全く説明できず、疑義が増

すばかりであった。また、市長ホットラインについては、市長に見せたと断言したが、「市長に連絡した日」が空欄になっている。さらに、名古屋市が平成26年 5月22日に公布した名古屋市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例があるにも拘らず、「通報者へ連絡した日」が空欄になっている。そのため、仕方なく、平成27年 9月 7日、請求の内容を一般的な行政機関であれば当然、作成しているはずの極めて一般的な内容で当該行政文書公開請求した。

(イ) 平成27年 9月11日、コンプライアンス推進室主査及び主事に 9月 4日に受領した文書の説明を聞いたところであるが、市長ホットラインの通報がどうなったかを当方に報告しない理由は、「報告しないと判断したのは市長である。全て市長に見せて、全て市長指示である。」とし、全て市長に責任転嫁し、開示文書にある「施行」という意味を主査は全く返答できず、「この市長ホットラインの処理は終了したとも、していないとも言えない。」とだけ続けた。

(ウ) 市民の声扱いとした場合に回答をしないことに対し、主事は「市長ホットラインに係る市民の声は回答をしない。」との虚偽の回答を平然とした。

(エ) 公立大学法人名古屋市立大学前総務課長C（現病院局東部医療センター病院管理部長）を始めとする同大学等職員の虚偽公文書作成、公文書毀棄及び公開対象文書の隠蔽等非違行為は明らかになっており、当該事項を隠蔽しようとするコンプライアンス推進室長及び室員は、公務員らしく法令順守し、猛省して本来の適切な業務遂行に臨まなければならない。

ク 本件対象文書⑨について

(ア) 弁明意見書において、「実施機関としては、ハラスメント審査会の委員に就任したことにより、ハラスメント審査の関係者から、情報公開請求・個人情報開示請求を受け、様々な対応を強いられることになれば、今後、ハラスメント審査会の委員等への就任を躊躇することとなり、当該事務又は事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められるものである。」との記述があるが、「様々な対応を強いられること」及び「支障を及ぼすおそれがあるものと認められるもの」の当該記載事項を証明できるものとの行政文書公開請

求をしたが、名市大は不存在を理由に非公開決定した。

(イ) そもそも、弁明意見書に情報公開請求者を誹謗中傷するような事項を記述するのならば、それらの事項を証明できるようにしておくべきことは当然であるし、名市大が説明責任を果たさないで、仕方なく行政文書公開及び個人情報開示の請求を行っているのであるから、その異議申立てに対する弁明意見書は責任をもって書いて頂きたい。

(ウ) したがって、名市大は、「適切な根拠をもって弁明意見書を作成していること」を証明するためにも、適切な当該請求に係る文書等の特定を行い、直ちに開示すべきである。

ケ 本件対象文書⑩について

(ア) 実施機関である市民経済局市民生活部市政情報室が補正の参考となる情報を提供せずに、却下決定した事実があるので、「参考となる情報を提供せずに却下決定できる理由」の規程等が存在しなければならない。適切に特定の上、開示すべきである。

(イ) 弁明意見書に「補正の参考となる情報を提供せずに補正を求め、却下決定を行う場合」と記述する一方、参考資料には、名古屋市情報公開条例第6条の「実施期間は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。」と矛盾することを明記している。

したがって、市政情報室には「形式上の不備が認められるにも拘らず、情報提供もせず、却下できる理由」が存在しなければならない。

コ 本件対象文書⑪について

(ア) 広聴課に対して、市政情報室の不作為を口頭及び電話で訴えたにも拘らず、その回答をしないのは広聴課係長の不作為である。

その後、メールに対する回答は、直接、市政情報室に照会するようになっており、広聴課の不作為がどこかに行っている。

(イ) 市政情報室の不作為の回答がないのであれば、「市民の声」担当課である広聴課は、再度、市政情報室に対して不作為の回答を求め、回答するよう指導すべきではないか。それとも他部署が当該事項をしなければならないのならば、当該部署に移管すべきであり、明らかに不

作為である。

- (ウ) 「市民の声に『不作為』であると訴えた行政処理に対して、回答をしない理由」の規程等があるはずなので、適切に特定の上、開示すべきである。

サ 本件対象文書⑫について

- (ア) 異議申立書でも詳述したが、「市長ホットライン」制度において、対象事務を担当するコンプライアンス推進室の不作為を市長室秘書課に照会しているのであるから、弁明意見書で「市長ホットラインの所管課ではない」と市長のお膝元が切り捨て、開示対象文書等が存在しないのならば、市長室秘書課が自ら「市長ホットライン」制度を否定することになる。

- (イ) 市長ホットラインについては、コンプライアンス推進室推進係の不適切な取り扱いは元より、市長室秘書課においても同様の等閑な取り扱いとなっているとすれば、結果的に、名古屋市ホームページに記載されているチャートが虚偽となっている。名古屋市の業務に係る法令違反その後不正行為の通報をチャートに従い通報しても、何らの対応もしないのならば、最近、特に問題となっている「行政機関の不作為」そのものである。

- (ウ) したがって、貴市は、「名古屋市ホームページに虚偽が記載されていないこと」及び「市長及び市職員が市民を愚弄していないこと」を証明するためにも、適切な当該理由の分かる文書等の特定を行い、直ちに開示すべきである。

- (4) 上記 (3) アからサのとおり、異議申立人は本件公開請求①から⑫の前提となった実施機関の行為について疑義を抱いており、当該行為の根拠として少なくとも行政文書が存在していなければならないという思いから本件公開請求①から⑫を行い、本件各処分によっても疑義が解消されなかったことから本件各異議申立てを行っていることを認めることが相当である。

- (5) 以上のことから、本件各対象文書は、上記 (2) アからサに関わらず、実施機関との間での個別のやりとりに関して行政文書を求めるものと解したうえで、本件各処分が妥当であるか否かについて検討する。

4 争点①について

(1) 本件対象文書①について

異議申立人は上記 3 (3)アのとおり主張していることから、本件対象文書①は、個人情報開示請求において特定されなかった文書やメールの存在が明らかであるにもかかわらず、個人情報保護審議会が調査をしなかったことに疑問を抱き、行政文書公開制度を利用して、その点に対する回答が記載された行政文書を求めるものと認めざるを得ない。

(2) 本件対象文書②及び③について

異議申立人は上記 3 (3)イ及びウのとおり主張していることから、本件対象文書②及び③は、個人情報保護審議会において会長が「行政文書である稟議書に記載のされているメールは行政文書である。」と断言しているにも拘らず、名市大監査評価室長が行政文書である稟議書に記載されているメールを「行政文書でない」と断言していることに疑問を抱き、行政文書公開制度を利用して、その点に対する回答が記載された行政文書を求めるものと認めざるを得ない。

(3) 本件対象文書④及び⑤について

異議申立人は上記 3 (3)エのとおり主張していることから、本件対象文書④及び⑤は、平成26年 5月22日に「名古屋市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例」が施行されたにも拘らず、実施機関がC前総務課長の個人情報保護条例違反を調査しないことに疑問を抱き、行政文書公開制度を利用して、その点に対する回答が記載された行政文書を求めるものと認めざるを得ない。

(4) 本件対象文書⑥について

異議申立人は上記 3 (3)オのとおり主張していることから、本件対象文書⑥は、平成26年 5月22日に「名古屋市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例」が施行されたにも拘らず、実施機関が弁明意見書に「C前総務課長の行為について調査を行っていないため、当該行為が保護条例違反に当たらない理由を記載した文書は作成、取得していない。」と根拠のないことを記述することに疑問を抱き、行政文書公開制度を利用して、その点に対する回答が記載された行政文書を求めるものと認めざるを得ない。

(5) 本件対象文書⑦について

異議申立人は、上記 3 (3)カのとおり主張していることから、本件対象文書⑦は、市長ホットラインへの通報について、「名古屋市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例」に規定する内部公益通報の対象としないことに疑問を抱き、行政文書公開制度を利用して、その点に対する回答が記載された行政文書を求めるものと認めざるを得ない。

(6) 本件対象文書⑧について

異議申立人は、上記 3 (3)キのとおり主張していることから、本件対象文書⑧は、市長ホットラインにおいて「市長に連絡した日」及び「通報者へ連絡した日」という欄があるにもかかわらず、空欄とすることがあることに疑問を抱き、行政文書公開制度を利用して、その点に対する回答が記載された行政文書を求めるものと認めざるを得ない。

(7) 本件対象文書⑨について

異議申立人は、上記 3 (3)クのとおり主張していることから、本件対象文書⑨は、弁明意見書に「実施機関としては、ハラスメント審査会の委員に就任したことにより、ハラスメント審査の関係者から、情報公開請求・個人情報開示請求を受け、様々な対応を強いられることになれば、今後、ハラスメント審査会の委員等への就任を躊躇することとなり、当該事務又は事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められるものである。」と、公開請求者を誹謗中傷するような事項を記述できることに疑問を抱き、行政文書公開制度を利用して、その点に対する回答が記載された行政文書を求めるものと認めざるを得ない。

(8) 本件対象文書⑩について

異議申立人は、上記 3 (3)ケのとおり主張していることから、本件対象文書⑩は、実施機関である市民経済局市民生活部市政情報室が補正の参考となる情報を提供せずに、却下決定したことに疑問を抱き、行政文書公開制度を利用して、その点に対する回答が記載された行政文書を求めるものと認めざるを得ない。

(9) 本件対象文書⑪について

異議申立人は、上記 3 (3)コのとおり主張していることから、本件対象文書⑪は、広聴課に対して、市政情報室の不作為を口頭及び電話で訴えたにも拘らず、広聴課が回答しないことについて疑問を抱き、行政文書公開制度を利用して、その点に対する回答が記載された行政文書を求めるもの

と認めざるを得ない。

(10) 本件対象文書⑫について

異議申立人は、上記 3 (3)サのとおり主張していることから、本件対象文書⑫は、市ウェブサイトの市長ホットラインのページに記載されている方法に従い、市の業務に係る法令違反とその後の不正行為の通報を行ったにも拘らず、市長が何の対応もしないことについて疑問を抱き、行政文書公開制度を利用して、その点に対する回答が記載された行政文書を求めるものと認めざるを得ない。

(11) 上記 (1) から (10) のとおり、本件各対象文書は、異議申立人が抱く個別具体的な疑問に対する回答である。しかしながら、各実施機関が個別具体的な疑問に対する回答を本件各公開請求以前に想定して行政文書として作成または取得することは考えにくく、本件各対象文書を作成または取得していないとの各実施機関の主張に、特段不合理な点は認められない。

(12) また、異議申立人の主張は、本件公開請求①から⑫に至った経緯や実施機関に対する意見を述べているにすぎず、請求内容を満たす文書が存在すべき事情を述べるものではなく、存在をうかがわせる事情も見当たらない。

(13) 以上のことから、本件各対象文書は存在しないと認められる。

5 異議申立人はその他種々主張しているが、本件各処分の妥当性については、上記において述べたとおりであり、当審査会の結論に影響を及ぼすものではない。

6 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 7 審査会の付言

本件公開請求①から⑫のように、行政文書公開請求の形式をとっているものの、その内容が、実施機関に対する質問や問合せであると認められる場合、一般的には、請求者の個別具体的な疑問に対する回答を、事前に実施機関が想定して行政文書として準備し、行政文書として保有することは考えにくいものである。

したがって、当初の請求において補正を行っていない各実施機関については、請求者に条例第 6 条第 2 項に基づく補正を求めることにより、公開請求

の趣旨を確認し、真に、行政文書の公開を求めるものであるのかを明らかにした上で、公開請求に係る決定等を行うべきである。

第 8 審査会の処理経過

1 調査審議までの経過

(1) 異議申立て①

年 月 日	内 容
平成27年 1月30日	諮問書の受理
3月24日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
5月 8日	弁明意見書の受理
6月15日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは 反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は 意見陳述申出書を提出するよう通知
7月29日	反論意見書の受理

(2) 異議申立て②

年 月 日	内 容
平成27年 7月21日	諮問書の受理
8月11日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
9月 1日	弁明意見書の受理
9月14日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは 反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は 意見陳述申出書を提出するよう通知
9月29日	反論意見書の受理

(3) 異議申立て③

年 月 日	内 容
平成27年 6月16日	諮問書の受理
7月 3日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
8月 6日	弁明意見書の受理

8月20日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは 反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は 意見陳述申出書を提出するよう通知
9月18日	反論意見書の受理

(4) 異議申立て④及び⑤

年 月 日	内 容
平成27年 9月 8日	諮問書の受理
10月13日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
11月11日	弁明意見書の受理
11月18日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは 反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は 意見陳述申出書を提出するよう通知
12月 8日	反論意見書の受理

(5) 異議申立て⑥

年 月 日	内 容
平成27年 9月 7日	諮問書の受理
9月28日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
10月29日	弁明意見書の受理
11月10日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは 反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は 意見陳述申出書を提出するよう通知
11月18日	反論意見書の受理

(6) 異議申立て⑦及び⑧

年 月 日	内 容
平成27年11月16日	諮問書の受理
12月 1日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
平成28年 1月 7日	弁明意見書の受理

1月20日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは 反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は 意見陳述申出書を提出するよう通知
2月16日	反論意見書の受理

(7) 異議申立て⑨

年 月 日	内 容
平成27年10月 6日	諮問書の受理
10月30日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
11月19日	弁明意見書の受理
12月 8日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは 反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は 意見陳述申出書を提出するよう通知
平成28年 1月 6日	反論意見書の受理

(8) 異議申立て⑩

年 月 日	内 容
平成28年 4月 4日	諮問書の受理
4月19日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
5月25日	弁明意見書の受理
6月 8日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは 反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は 意見陳述申出書を提出するよう通知
6月28日	反論意見書の受理

(9) 異議申立て⑪

年 月 日	内 容
平成28年 5月 2日	諮問書の受理
5月16日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
5月25日	弁明意見書の受理

5月30日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは 反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は 意見陳述申出書を提出するよう通知
6月15日	反論意見書の受理

(10) 異議申立て⑫

年 月 日	内 容
平成28年 5月 9日	諮問書の受理
5月16日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
6月 3日	弁明意見書の受理
6月14日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは 反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は 意見陳述申出書を提出するよう通知
6月17日	弁明意見書差替えの受理
6月22日	異議申立人に差替え後の弁明意見書の写しを送付
6月28日	反論意見書の受理

2 調査審議以降の経過

(1) 異議申立て①から⑥及び⑨

年 月 日	内 容
令和 3年 1月22日 (第33回第 2小委員会)	調査審議
10月22日 (第42回第 2小委員会)	調査審議
同日 (第42回第 2小委員会)	異議申立人の意見を聴取
令和 4年 1月28日 (第45回第 2小委員会)	調査審議
3月31日	答申

(2) 異議申立て⑦、⑧及び⑩から⑫

年 月 日	内 容
-------	-----

令和 3年 1月22日 (第33回第 2小委員会)	調査審議
11月26日 (第43回第 2小委員会)	調査審議
同日 (第43回第 2小委員会)	異議申立人の意見を聴取
令和 4年 1月28日 (第45回第 2小委員会)	調査審議
3月31日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小野木昌弘、委員 森絵里、委員 米澤孝充